

# 栃木市農業委員会総会議事録

令和5年5月23日

栃木市農業委員会事務局

# 栃木市農業委員会総会

開催日時 令和5年5月23日（火） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎5階 501会議室

## 出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基
21 生澤 良一			

欠席委員 なし

## 農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次 長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	石川 昌良	副主幹兼農委総務係長	小松原 雅人
主 査	田沼 篤	主 任	田中 翔汰
主 事	赤羽根 大祐		

## 会議事件

議案第1号	総会の議席決定について
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	農地法第5条許可後の事業計画変更計画申請について
議案第5号	非農地証明願について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (利用権の設定)について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 (所有権の移転)について
議案第8号	推進委員等の最適化活動の点検・評価について
報告第1号	農地法第5条の規定による許可の報告について
報告第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第3号	農地法第5条の規定による許可の取消報告について
報告第4号	農地法第5条の規定による農地転用届出書専決処理の取消報告に ついて
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第6号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について
報告第7号	現況確認願の報告について

## 開会の宣言

事務局長 それでは、ただ今から、令和5年5月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

## 議事録署名

議長 それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 それでは、議事録署名委員は、12番山崎幸行委員、13番大谷朗委員をお願いいたします。

## 会議書記指名

議長 日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の小松原雅人氏と赤羽根大祐氏を指名いたします。

## 議 事

議長 それでは、日程第3 議案審議に入ります。

議案第1号「総会の議席決定について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長 総会時の議席の決定についてであります。栃木市農業委員会総会規則第6条に「委員の議席はあらかじめくじで定める」となっております。現在、議席番号9番、11番、21番が空席となっております。

田中委員、渡邊委員、生澤委員は、空席の議席番号9番、11番、21番のくじを引き、議席番号とさせていただきます。くじ引きの順番は、年齢の高い順からお願いします。以上が説明となります。

議長 ただ今より、総会時の議席を決定するため、くじ引きを行います。

事務局がくじをお持ちしますので、3名の新委員は、その場でくじを引いてください。

(事務局がくじを持って回る)

議長 事務局よりくじ引きの結果を発表願います。

事務局長 田中委員 11 番、渡邊委員 9 番、生澤委員 21 番、以上です。

議長 事務局の発表のとおり、議席を決定いたしました。  
田中委員、渡邊委員、生澤委員は、事務局の案内により、決定した議席にお座りください。

(新委員着席)

議長 次に、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

赤羽根主事 議案書 3 ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が 3 件、使用貸借の設定が 1 件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1 番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

借受人は、都賀町平川及び大塚町等において米を中心に作付しております。このたび使用貸借により耕作することとなりました。許可後は、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2 番については、空き家付属農地の取得に伴う申請です。

譲受人は東京都杉並区に在住しており、この度の移住を機に家庭菜園を始める予定です。また、申請地は空き家に付属しており、売買により取得することとなりました。許可後はネギやホウレンソウ等の野菜を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3 番については、譲受人の経営規模拡大の申請です。

譲受人は、大平町各所を中心に米を作付している認定農業者です。このたび売買により取得することとなりました。許可後も引き続き、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、空き家付属農地の取得に伴う申請です。

譲受人は新井町に在住しており、営農経験はありませんが、移住後は近隣農家の方に耕作指導いただきながら、家庭菜園を始める予定です。申請地は空き家に付属しており、このたび売買により取得することとなりました。許可後は白菜やジャガイモ等の野菜、及びブドウや柿を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上4件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしく願います。

議長   ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(長委員長)   今回の北部調査委員長の5番長です。  
今回は私と13番大谷委員、19番大塚委員の3名と事務局2名で、22日月曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部の申請は、所有権移転の申請が1件、使用貸借権の設定が1件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願います。

議長   ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長  
(小林委員)   今回の南部調査委員長の6番小林です。  
今回は、私と16番川田委員、17番荒川委員の3名と事務局2名で、19日金曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部の申請は、所有権移転2件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の耕作状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく願います。

議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任 議案書の5ページをご覧ください。  
今回は、11件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、資材置場及び駐車場への転用です。地図は1ページです。  
令和3年11月に賃借権の設定により許可済みの案件ですが、権利の種類を所有権に変更するため、前回許可を取り消し、改めて申請することになりました。  
事業計画者は、鹿沼市を本店とし、建設工事業等を営む法人です。近年、栃木市内での工事が増え、今後もさらに増えていくことが予想されることから、栃木市に事務所を移転または開設する計画があります。そのため、現在鹿沼市内で資材置場兼駐車場として借りている土地を返却し、新たな敷地を栃木市内に整備する計画に至りました。計画によりますと、隣接する雑種地と一体で整備し、コンテナや砂利置場、トラック等の駐車場として利用します。  
農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)

2番については、資材置場及び駐車場への転用です。地図は2ページです。  
事業計画者は、建築、解体、足場業を営む法人です。事業拡大に伴い、足場部材の増量やトラックの増車を検討しておりますが、現在借

用している資材置場は、周辺の状況から敷地拡張することができません。そこで、既存の資材置場を土地所有者に返還し、自社所有の資材置場を整備する計画に至りました。計画によりますと、支柱や踏板等の足場部材置場、トラックや従業員用の駐車場として利用します。

農地の区分は、栃木県下都賀庁舎から1 km以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、一般住宅への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、市内のアパートに夫婦2人で居住しておりますが、家族が増える予定であるため、子育ての面を考え、実家が近くにある申請地において住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。取水は上水道、排水は敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番は、太陽光発電設備への転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。地球規模で問題になっているエネルギー問題に対し、脱炭素社会の実現への取り組みとして本事業に着手しております。申請地は近くに高い建物がなく、日照を十分に確保することができるため、事業地として選定しました。農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、駐車場への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、申請地の隣接北側にて事業所を置き、鉄筋加工業、型枠加工業を営む法人です。現在、社用車や従業員の車両は事業所内の空きスペースを利用し、分散して駐車しておりますが、資材の増量に伴い駐車スペースが逼迫していることや、車両同士の接触事故も懸念されることから、新たな駐車場の確保が急務となっております。申請地は、事業所に隣接していることから利便性も高いため、事業地として選定しました。計画によりますと、従業員の車両のほか、バックホーやダンプ等の大型車の置場として利用します。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地ですが、集落に居住する者の業務上必要な施設であるため、不許可の例

外規定に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、一般住宅への転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、市外のアパートに家族3人で居住しておりますが、栃木市内に転勤する予定があることや、子供の将来を考え、幼稚園や小学校が近い申請地において住宅の建築を計画しました。

農地の区分は、野州大塚駅から500m以内の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、一般住宅への転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、市内に家族で居住しておりますが、昨年結婚したことを機に住宅の建築を計画しました。申請地は、小学校や中学校が近く生活環境に適していることや、隣接地が祖母の居宅であり、将来介護がしやすいことから建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地でありませんが、集落に接続し、土地の代替性が無いため、不許可の例外規定に該当します。取水は井戸、排水は敷地内処理、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

田沼主査

8番については、一般住宅への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、市外のアパートに居住しておりますが、結婚を見据えて住宅の建築を計画しました。申請地は幼稚園や小学校が近く、通日も穏やかであることから、建築地として選定しました。

農地の区分は、野州平川駅から800m以内の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、一般住宅への転用です。地図は8ページです。

事業計画者は、岩舟町静地内にて義理の親と同居しておりますが、子供の成長に伴い、将来の生活を見据え、住宅の建築を計画しました。持ち家を構えるにあたり、現在居住している岩舟町静地内を条件に今回の申請地を選定しました。

農地の区分は、岩舟総合支所から800m以内の第2種農地であ



り、集落に接続するため許可基準に該当します。取水は上水道、排水は市道側溝へ放流、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

10番は、太陽光発電設備への転用です。地図は9ページです。

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。地球規模で問題になっているエネルギー問題に対し、脱炭素社会の実現への取り組みとして本事業に着手しております。申請地は日照を十分に確保することができるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

11番は、作業用地への一時転用です。地図は10ページです。

事業計画者は、携帯電話無線基地局新設工事に伴い、資材搬入及び加工・組立を行うスペースが必要であるため、一時転用の申請に至りました。基地局自体は許可が不要ですが、周辺の工事用スペースは許可申請が必要となります。今回は鉄板を設置して利用し、工事期間が終了後、基地局本体以外の部分は農地に復元する計画です。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地でありませんが、一時転用であるため例外規定に該当します。取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上11件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、2番及び4番の案件については面積が30アールを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後に許可することとなります。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長お願いします。

北部調査委員長  
(長委員)

今回北部は、一般住宅が4件、資材置場及び駐車場が2件、駐車場が1件、太陽光発電設備が1件、合計8件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許

可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。南部調査委員長お願いします。

南部調査委員長  
(小林委員) 今回南部は、一般住宅の申請が1件、太陽光発電設備が1件、工事作業のための一時転用が1件、合計3件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。ここで、地元委員の意見を伺います。番号1番について、5番長委員お願いします。

長委員 5番長です。

事務局の説明のとおり現地を確認しましたが、問題ないと思われま。皆様のご審議よろしくおねがいします。

議長 番号2番について、1番若色より報告いたします。

事務局および調査委員長の説明のとおりです。申請地の周辺は駐車場等になっており、問題ないかと思えます。

議長 番号3番から5番について、4番正田委員お願いします。

正田委員 4番正田です。

3番については、申請地の道路を挟んだ反対側が新興住宅街になっており、問題ないかと思えます。4番については、太陽光発電の施設なのですが、隣接した所が太陽光発電になっているので、問題ないと思えます。5番については、事業所に大型トラックが出入りするもので、現在の駐車場では狭いということで拡張するものです。駐車場に関しては周りの民家にも影響ないと思えます。事務局及び調査委員長の現地調査のとおり許可する事が妥当と思えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長 番号6番から8番について、1番若色より報告いたします。

6番については、調査委員長および事務局の説明のとおりです。7番については、孫が家を建てるということで何ら問題ないと思います。8番については、調査委員長および事務局の説明のとおり問題ないと思います。

議長 番号9番について、3番五十畑職務代理者をお願いします。

五十畑職代 3番五十畑です。

9番については、一般住宅への転用です。調査委員長および事務局の説明のとおり問題ないと思われるので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 番号10番について、20番佐山委員をお願いします。

佐山委員 20番佐山です。

隣接しているところは、すでに太陽光及び駐車場になっております。申請地は東武線と工場にはさまれており、最後の農地で両面とも利用されています。最後なので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長 番号11番について、12番山崎委員をお願いします。

山崎委員 12番山崎です。

この件については、工事作業用の一時転用ということで事務局および調査委員長の説明のとおりです。問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第3号は、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計変更

について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

田中主任

議案書の8ページをご覧ください。

今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、太陽光発電設備のパネル枚数変更の申請です。地図は3ページです。

本申請は、令和4年4月27日付にて農地法第5条の許可済みの案件ですが、当初予定していたパネルが生産中止となったため、別のパネルを導入することにより枚数に変更になるものです。枚数は減っておりますが、変更後の土地利用計画図を確認すると満遍なくパネルが配置され、パネルの占有率も問題ないことから、面積の妥当性等もやむを得ないものと考えます。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上1件の申請については、事業計画変更後の農地転用事業が許可基準により許可相当であると認められること等から、事業計画変更を承認することについてやむを得ないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長  
(長委員)

今回北部は、太陽光発電設備に関する事業計画変更の申請が1件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。

番号1番について、4番正田委員をお願いします。

正田委員

4番正田です。

事務局および調査委員長の説明のとおりです。先月も同じような内容の案件がありました。やむを得ないと思われ。皆様のご審議よろしく申し上げます。

- 議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
(質疑なし)
- 議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第3号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、議案第5号「非農地証明願について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 田中主任 議案書10ページをご覧ください。  
今回は3件の申請がありました。願出人・土地の表示等は記載のとおりです。
- 1番については、地図は11ページです。  
申請地は1筆で、航空写真等により、平成12年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)
- 2番については、地図は12ページです。  
申請地は1筆で、航空写真等により、昭和43年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)
- 3番については、地図は13ページです。  
申請地は1筆で、航空写真等により、平成11年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。土目の状態ではありませんが、塀の内側で宅地の一部として利用されており、面積も狭小で農地利用が困難であることから、やむを得ないものと考えます。スクリーンをご覧ください。  
(写真説明)
- 以上3件について、いずれの案件も、非農地の証明することはやむ

を得ないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 　ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果  
をお願ひします。北部調査委員長お願ひします。

北部調査委員長  
(長委員) 　今回北部は、3件の申請がありました。  
いずれも、20年以上宅地として利用されてきたことを理由として  
おります。

書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でない  
と認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひし  
ます。

議 長 　ありがとうございました。ここで、地元委員として番号1番から3  
番について、1番若色より報告いたします。

事務局および調査委員長の説明のとおりです。1番については、財  
産を処分したいということで、申請されたものです。2番については、  
倉庫が建っていて、農地としては利用出来ない状態です。3番につい  
ては、塀の北側でトラクターでも半分くらいしかうなえないところで  
す。よろしくお願ひします。

議 長 　これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願ひします。  
(質疑なし)

議 長 　発言がないようですので、採決いたします。  
議案第5号について、原案のとおり証明することにご異議ございま  
せんか。  
(異議なしの声)

議 長 　異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり証明することに決定  
いたしました。

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積  
計画の策定(利用権の設定)について」を議題とします。新規、再設  
定併せて108件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。

ここで、議案の中に、新規就農者の案件が2件ございますので、地  
元委員から報告をお願ひします。

15ページの番号37番38番について、17番荒川委員お願ひし  
ます。

- 荒川委員 17番荒川です。  
15ページ37番38番の借人をご覧ください。来月より、大平町榎本で、にんじん、なす、ニラ作りを両親と3人で始めます。今月11日に面接をして、新たに栃木市の農家の仲間になることとなります。本人は努力家です。皆様のサポートをよろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。  
19ページの番号63番について、20番佐山委員をお願いします。
- 佐山委員 20番佐山です。  
19ページ63番の借人をご覧ください。地元でいちご作りをしたいということで準備をしています。今月11日面接をして、新たに栃木市の農家の仲間になることとなります。皆様のサポートをよろしくお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
(発言なし)
- 議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。県農業振興公社の関する1件1筆、約70aであります。事務局の説明は省略します。  
これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。  
(質疑なし)
- 議長 発言がないようですので、採決いたします。  
議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定

いたしました。

次に、議案第 8 号「推進委員等の最適化活動の点検評価について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

小松原副主幹

本日配布した資料「別紙様式 5」をご覧ください。

この別紙様式 5 は、令和 4 年度目標に対する振り返りです。

昨年 5 月の総会で目標設定について全体会議で決定しましたが、振り返りの実施結果については、総会で審議することになっており、ご審議いただくものです。

評価は農業委員会全体のものとは農業委員と推進委員個人の 2 種類あります。

まず、栃木市農業委員会の評価は、2 ページから 4 ページまでの成果目標と 5 ページから 6 ページの活動目標の達成状況で決まります。達成状況を、8 ページの適用方法の表に基づき点数を付け合計したものが評価となります。

成果目標は農地の集積、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進の 3 項目あります。農地の集積は、49.2%の目標に対し 51.6%の実績で 104.9%の達成率で 3 点、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進についてはそれぞれ 1 点です。

活動目標は、活動強化月間の設定と新規参入相談会への参加の 2 項目あります。活動強化月間を 3 か月以上実施し 1 点、新規参入相談会に委員が 1 名以上参加したので 1 点です。

成果目標の農地の集積 3 点、遊休農地の発生防止・解消 1 点、新規参入の促進 1 点、と活動目標の強化月間 1 点、新規参入相談会 1 点をあわせ計 7 点で、期待通りの結果が得られたという評価になります。

次に推進委員等の点検評価は、資料の 5 ページのとおり委員 23 人、推進委員 39 人が評価の対象となります。

個人の評価についても、成果目標と活動目標に対する達成状況で決まります。

点検評価一覧表をご覧ください。まず、成果目標については市の成果目標を地域ごとに按分し、個人の目標とした達成率になります。活動目標については、資料の 5 ページの一人当たりの活動日数月平均 8 回という目標に対する達成率、9 ページの表 2 (2) 活動日数目標②の定める活動日数に対する達成率の 2 つで評価されます。成果目標の点数と活動目標点数の合計で A から D がついています。

以上委員会評価、個人評価とあわせてご審議よろしくをお願いします。

なお、個人評価については 10 ページにある様式 3 で 6 月の総会資料とともに、委員個人にお知らせします。



議長 これより質疑にはいりません。発言のある方は挙手をお願いします。

大塚委員 19番大塚です。  
推進委員等の評価について、評価以上に貢献している委員が何人かいると思われるがいかがか。

小松原副主幹 実施した活動について、活動記録簿に記録しなかった委員もいたのではないかと推測されることから、記録の仕方をより周知徹底したいと思います。

議長 他にございますか。  
(発言なし)

議長 発言がないようですので採決いたします。  
議案第8号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。  
(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり承認することに決定いたしました。  
次に、日程第4報告事項に入ります。  
報告第1号から、報告第7号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。  
報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。  
(質疑なし)

議長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和5年5月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時43分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和5年 月 日

農業委員長 \_\_\_\_\_ (若 色)

署名委員 \_\_\_\_\_ (山 崎)

署名委員 \_\_\_\_\_ (大 谷)